

高齢者補聴器購入 費助成金

聴力機能の低下により、家族や友人とコミュニケーションが取りにくい高齢者を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

●対象 次の全てに該当する人

- 市内に住所がある65歳以上の人
- 身体障害者手帳（聴覚障害）が交付されていない人
- 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、聴力低下により日常生活に支障があり、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める旨の書類を発行してもらえる人
- 助成を受ける本人と配偶者が市民税非課税であること
- 助成を受ける本人と本人の属する世帯員全員が、市税を滞納していないこと
- 助成を受ける本人と本人の属する世帯員全員が、暴力団員でないこと、また、それらと関わりを持っていないこと

●対象費用 医療機器認定を受けた補聴器本体の購入にかかる費用（上限3万円）

●注意事項

市ウェブサイトのリニューアル

市ウェブサイトをより使いやすくしました。

●リニューアル内容

- デザイン変更
トップページデザインを変更し、情報を見やすく整理しました。
- 「やわい」日本語に対応
掲載している内容を「やさしい日本語」に自動変換できるようにしました。これにより、難しい言葉を簡単な言葉に置き換え、理解しやすくなりました。
- 多言語対応の強化
自動翻訳サービスにベトナム語、ネパール語、インドネシア語を追加しました。
※詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

●企画部市政情報課

☎(22)1126

栗原市公式LINE

市では、公式LINEアカウントを開設し、イベント情報や防災情報などのお知らせを発信しています。この機会にぜひ、友だち登録してください。

●主な機能

□医療機器認定を受けていない製品は対象外です

□補聴器本体以外の費用（医療機関の受診費用、修理・メンテナンス、付属品や消耗品の購入費用など）や、市の交付決定前に購入した製品は対象外です

●市民生活部介護福祉課

☎(22)1350

低所得世帯物価高騰対策給付金の申請は5月29日まで

物価高騰の影響を受けた非課税世帯の負担を軽減するため、給付金を支給しています。対象と見込まれる世帯に、2月中旬に案内を送付しました。申請をまだしていない場合は、期限までに申請をしてください。

●対象者 令和7年12月1日時点まで、世帯全員が令和7年度住民税非課税世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯は対象外。

●給付金額 1世帯あたり1万円

●申込期限 5月29日（金）

●3画面のメニュー 市ウェブサイト上の知りたい情報にアクセスできます。

●欲しい情報を選んで受信

受信設定を行うことで、受け取りたい分野の情報を選んで受信できます。また、安全安心メールをLINEで受け取ることもできます。

●通報機能 道路や防犯灯の異常、公園の不具合、鳥獣の目撃情報、犬猫などの死骸の発見場所などを位置情報と写真を添付し、市に連絡できます。

●ごみの分別検索

トーク画面で、捨てたい物の名称を入力・送信すると、ごみの種別や分別方法が自動返信されます。また、地区ごとのごみカレンダーを随時配信しています。

●登録方法

スマートフォンやタブレットなどにLINEアプリをインストールし、ID検索で「@kuriharacity」と入力して検索するか、次の二次元コードを読み込んで、友だち登録してください。

●企画部市政情報課

☎(22)1126

●申込方法 確認書または申請書に必要事項を記入の上、問い合わせ先または、各総合支所市民サービス課に申し込みください。

●その他 住民税の申告が済んでいない人は、税務課または、各総合支所市民サービス課で申告してください。収入がない人でも、申告をしていないと課税内容が確認できず、給付対象になりません。

●市民生活部社会福祉課

☎(22)1340



軽自動車税口座振替利用者の納税証明書

軽自動車税納付確認システムの導入に伴い、車検時に提示が必要とされた納税証明書が原則不要になりました。このため、これまで口座振替で軽自動車税を納付した人へ送付していた納税証明書は、令和8年度から送付しません。令和8年度分の口座振替は6月1日（月）です。納付確認システムに登録されるまで2

ニーススポーツ用具 無料貸し出し

●貸し出し用具 モルック、ペタンクなどのニーススポーツ用具

※貸し出し用具の詳細は、市ウェブサイトに掲載している「ニーススポーツ用具・管理場所一覽」を確認するか、問い合わせください。

●借用申請 社会教育課または、各総合支所市民サービス課に用具の貸し出し状況を

確認し、各窓口で借用申請書に必要事項を記入の上、申請してください。

なお、用具の受け取りと返却は申請者に行ってください。

●その他 ニーススポーツの講師派遣を希望する場合は、相談してください。

※講師謝礼は、自己負担です。

●教育部社会教育課

☎(42)3514

●各総合支所市民サービス課

「目指せ！日本一」全国大会等参加補助金

予選会を経て、東北大会、全国大会などに参加する市内在住のスポーツ団体、選手に

週間ほどかかります。情報が登録される前に車検を受ける場合は、紙の納税証明書が必要です。紙の納税証明書が必要な場合は、車検証を持参し、窓口備え付けの申請書に記入の上、問い合わせ先または、各総合支所市民サービス課で申請してください。

また、口座振替直後の場合、市の窓口で納税状況が確認できないため、前年度分の有効期間を延長した納税証明書を交付します。なお、過去の納税状況により交付できない場合もあります。

●総務部税務課

☎(22)1121

軽自動車税の減免申請

身体や精神に障害のある人など、一定の要件に該当する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。

●申請期限 5月25日（月）

※令和7年度に減免を受けた人は、案内通知を送付します。

●申請方法 次の書類を添えて、税務課または各総合支所市民サービス課に申請してください。

□減免申請書
※各総合支所市民サービス課に

備え付けています。

□個人番号確認書類と本人確認書類

※申請書には、納税義務者のマイナンバーの記載が必要です。

□身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳など

□運転する人の免許証の写し

□車検証または自動車検査証記録事項の写し

□軽自動車税納税通知書

※減免は、該当者1人につき1台

※自動車税と重複適用不可

※詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

●総務部税務課

☎(22)1121

広報紙をパソコンやスマートフォンなどで閲覧できるサービス「マイ広報紙」で、広報くりはらを公開しています。

多言語翻訳や、音声読み上げに対応している他、気になる記事を家族や友人などに共有できる機能もあります。ぜひ、利用してください。

●企画部市政情報課

☎(22)1126

●広報くりはら

☎(22)1133

漏水かもと思ったら 連絡を

晴れた日でも道路が濡れている場合や、路肩からいつも水が出ている場合は、漏水の可能性があります。漏水が疑われる場合は調査します。問い合わせ先に連絡をお願いします。

●上下水道部施設課

☎(42)1133

水洗化のお願い

下水道が整備されている地域で下水道に未接続の人は、接続をお願いします。また、単独処理浄化槽を使用している人は、下水道、農業集落排水または、合併処理浄化槽（し尿に加え、風呂、台所などの生活排水を処理する設備）への切り替えをお願いします。

下水道や浄化槽に接続する宅内工事は、市指定の排水設備指定工事に申し込みください。指定工事は、市に提出する書類の作成や届け出などを代行します。宅内の工事は個人負担となります。

●上下水道部施設課

☎(42)1133

●上下水道部施設課

☎(42)1133